

平成17年11月8日

高知縣市町村合併推進審議会
会長

様

高知県知事 橋本 大二郎

地方分権という大きな流れの中で、住民に最も身近な市町村は、自己決定・自己責任のもと、地域の実情に応じた様々なサービスの提供や地域づくりを進めるなど、足腰の強い自治体となることが求められており、そうしたことから、平成11年度の合併特例法の改正を契機として、全国的に市町村合併への取り組みがなされてきました。

本県では、この3月までに10地域の合併が決定しましたが、合併を望みながら、様々な事情で実現に至らなかったケースもあり、また、小規模な町村が多く残るということになりました。ただ、ここ数年急速に悪化した財政状況、あるいは、今後の少子高齢化の進行や人口減少など、市町村を取り巻く厳しい状況をみますと、これからの地域経営に楽観は許されません。

そうしたことから、県では、市町村が自立した基礎自治体としての役割を担っていくために、合併は引き続き有力な選択肢であるという考え方に立って、今後とも市町村への支援に取り組んでいくこととしています。

その一環として、今後の各地域での合併議論につなげていただくため、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を作成することにしました。

つきましては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第3項の規定に基づき、本県においてどのような構想を作成すべきかについて、貴審議会の意見を求めます。

ご審議の際には、合併新法の期限にとらわれることなく、まず長期的に見て望ましい市町村の将来像を描いたうえで、法の適用期間内で考えられる取り組みや、将来望ましい姿に至るまでのプロセス、課題など、幅広く議論を進めていただきますようお願いいたします。